

西村大臣記者会見要旨

令和3年1月14日（木）18時00分～18時28分（28分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）お待たせいたしました。冒頭、私から何点か申し上げます。

昨日、総理から御発言がありました、また私も御質問いただいて、ここでお答えをしましたが、特定都道府県における措置、いわゆる緊急事態宣言の対象地域の措置に準じた取り組みを行う都道府県についてでありますけれども、昨日申し上げたとおり、例えば交付金に基づく協力要請推進枠、協力金ですね。これの枠を1日当たり6万円、月額換算最大180万円に引き上げるといったような措置を取ることになります。基本的対処方針においても、ステージⅢ相当の対策が必要な地域で感染の状況など、ステージⅣに近づきつつあると判断される場合に、準じた措置を行うということになっているところでもあります。

様々な都道府県とやり取りをしているんですけれども、今回、広島県から、広島市について厳しい感染状況と病床の逼迫状況を確認を共有いたしました。県全体ではなく広島市を対象として、準じた措置を講ずる団体とするという方向で検討を進めたいと思っております。

状況を見ていただきますと、広島のものを出してください。同等の措置を取っていただくことになりますので、飲食店については8時までの時短、酒類提供は19時まで、それから昼間も含めた不要不急の外出自粛、それから出勤者を7割削減するためのテレワーク7割の要請、それからイベントの開催要件を50%、5000人とすると。こういった取組をしていくことを確認をしながら進めていきます。

これが広島のパターンですけれども、県と市があります。広島県の場合は圧倒的に広島市が感染者の数が多いということでありまして、10万人当たり29人です。御案内のとおり、広島は急激に増えて、その後8時からの時短をやって少し減少傾向にあったんですけれども、広島市がなかなか収まらない。特に療養者の数も47人ということで、25人をはるかに上回っています。そして、PCRの陽性率も12%ということで、県全体では4.6なんですけれども、広島市が12.3ということで、広島市

以外がかなり低いこともお分かりいただけます。3.3ということですので、通常とそれほど変わらないわけでありませぬ。

こういった状況を受けまして、特に病床が県全体で50なので、特に広島市はもうかなり逼迫した状況で、湯崎知事と情報共有をしましたがけれども、広島市の感染者の方も市外の病院にも入ってもらっているというような状況の中で、やはりこの広島市の感染を抑えなければいけないということで、広島市に対して準じた措置を取るということで最終調整をしたいと思っております。

それから、人流ですけれども、14日、今朝の朝8時のデータですけれども、12月の前半、29日から12月19日の間の同じ曜日の平均との比較です。12月前半の同じ曜日との平均を比較しまして、大体十数%ぐらい東京は落ちていますが、まだ3県はそこまで落ちておりませぬ。東京はかなり減ってきていますが、まだ7割の削減をお願いしておりますので、まだそこまでいっていないということでもあります。

昨年、前回の緊急事態宣言を行いました4月12日から25日の平均と比較をすると、東京駅は減ってきていますが、それぞれ40%とか東京で言いますと、まだ増えています。周辺でも5割、6割とまだ高い数字になっておりますので、引き続き経済界の皆さんには、是非、7割出勤者削減を、このことをお願いしたいと思っております。

やはり飲食につながる人の流れを減らしていくこと、そして人と人との接触をやはり減らしていかないと、この感染拡大、急激な拡大を抑えることはできませんので、是非とも御理解をいただいております。

中小企業の皆さんにはIT補助金などの支援策もありますし、国の施設も、もう発表されておりますけれども、財務局などは1階のスペースなどをそうしたテレワークのスペースに開放するというところも行っていきますので、国としても支援をしっかりと行いながら、エッセンシャルワーカーの方々など配慮も必要であります。現場で作業をしておられる方もたくさんおられますけれども、できる方はできるだけテレワークをお願いしたいと思います。

全体の数字を、一応ちょっと状況を。今のような状況で、緊急事態宣言をまだ発出したばかりのこの7つの地域もありますけれども、引き続き新規陽性者の数は非常に高い数字、30人を

超えて、東京も非常に高い数字。陽性率も10%を超えている所がたくさんありますので、病床もかなり逼迫した状況になっている所があります。

とにかく新規陽性者の数を抑えていかないと、病床への圧迫はどんどん後から出てきますので、重症者ベッドもまだ余裕があるように見える部分もありますけれども、しかし、これも遅れて逼迫してきますので、とにかく新規陽性者の数を減らさなければいけません。是非とも皆様方に御協力をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

(問) 今、大臣から発表がありました、準じる地域の支援措置についてなんですけれども、御紹介のあった広島市のケースが最初のケースということになりますでしょうか。また、現時点で自治体から他に要請が来た例はありますでしょうか。加えて申請の手続についてなんですけれども、これは県単位ではなく、例えば市単位ですとか政令市単位でも可能かどうか。それから、自治体独自の宣言を出した地域が対象になるかどうかを教えてください。

あと追加で、この準じる地域ということなんですけれども、この地域の呼び方、例えば準宣言地域ですとか、そういう呼び方のようなものは提示をされていますでしょうか。

(大臣) まず、それぞれの都道府県と状況を確認しながら判断をしていきます。私と知事の間でそうした状況を確認した上で準じた措置を取ることになっていきますので、知事との間でのやり取りになります。それは県とか市などの要請があるなしには関係ありませんし、独自の緊急事態宣言を出しているか、出していないかも関係なく、それはそれぞれ県の判断、市の判断でやられていると思いますので、そうではなく、客観的な数字を私どもも取っておりますし、それを県と共有をしながら、事務的にもしっかりとその情報を共有しながら、医療の逼迫状況、感染者の様子、状況、こういったものも含めて、知事との私との間の協議の中で決めていくということでもあります。

特に名称は決めておりませんが、準じた措置を取る地域ということでもあります。

何としてもこの広島市の感染状況が厳しい状況でありますので、これを準ずる措置によって是非とも抑えていきたいと考え

ています。広島県全体としては今見ていただいたように、市以外はかなり落ち着いてきている状況だと思えますけれども、広島市の状況をとにかく止めなければいけないということでもあります。

もちろんいろんなケースがあると思えますので、最初のケースでありますけれども、いろんな事態があり得ると思えますから、何か決まったやり方があるわけではありませんけれども、臨機応変に対応をしていきたいと考えています。

（問）広島以外の例は今のところございますでしょうか。

（大臣）今のところ、何かそうした協議に入っている所はありません。ただ、日々いろいろな知事と連絡を取り合い、状況の確認をしているところであります。

（問）西村大臣は広島の高雨災害の時も来られて、広島状況はかなり詳しいと思うんですけれども、広島市だけを準じた地域にして、広島市も拠点都市として周辺部からいろんな人口の流れがあったりしますけれども、ここら辺の対策については市の方とどのように注意点を指示されていくのか。また、この広島市の状況については、病床の確保数の逼迫状況がかねてからかなり厳しい状況が言われていたんですけれども、繰り返しお尋ねしますが、あえて広島市だけにして、広島県全体にかけなかった理由を特に御説明されるものがあれば教えてください。

（大臣）御指摘のように、3週間ほど高雨災害の時に現地の本部長として滞在させていただきました。広島市は非常に大きな繁華街も、当時、行ったわけではありませんけれどもそんな話を伺っておりますし、今回の感染拡大も広島市内での感染が非常に厳しいということでもあります。湯崎知事といろいろやり取りをする中で、広島市と市外の状況について、先ほどの指標もありますけれども、見ていただいたら分かります通り、市外ではかなり落ち着いた、新規報告者の数も11人ですから、これはレベルⅢにもなっていない状況であります。レベルⅡの状況じゃないかと思えますけれども、陽性率も3.3%ということですから、かなり落ち着いている状況だと思えます。そうした中で、広島市の感染を抑えなければいけないということでこうした対策を取っていることになります。

当然、テレワーク7割とかの要請をやっていただきますので、

そういう意味で県として市と連携をしながら、当然、広島市に在住する企業にお願いをすることになるとは思いますけれども、市外からも通ってくる方がおられますから、市外にそのままいていただくということになっていくと思います。周辺の市町村とも連携をしながら対応をしていただきたいと思います。

（問）石破議員の会食についてお伺いしたいんですけれども。緊急事態宣言が、菅総理から始まって、いろいろな国会議員の会食がかなり呼びかけられているにもかかわらず、模範となるべきといわれる国会議員があのような会食をしてしまう、しかも緊急事態宣言が発令されたその期間の間に、1都3県ですけれども、1都3県で行われている中、石破議員が福岡に行って9人での会食。やはり模範とされる国会議員がちゃんとしないと、やっぱり若者にもそういうのが伝わらないと思うんです。

まず、石破議員への見解、何か思いがあればお話しいただきたいのと、国民の皆さんには大臣は日々呼びかけていると思うんですけれども、国会議員に対して改めてそういう注意喚起、何か呼びかけることがあればお願いしたいと思います。

（大臣）元々、分科会からこの飲食の場が、飲食店の皆さんから何か感染が広がるわけではなくて、飲食をしている人同士の間で、当然、食事をする時はマスクを取るわけでありますので、マスクを取る時がリスクが一番高い、マスクの効用はもう知られているわけであります。ですので、そのときのリスクが非常に高いということを経験の間からも発信をされ、提言を受け、また特に、当然ですよね、人数が多くなればなるほどそのリスクは高まる。しかも、人数が多くなると大声で遠い所の人に話をしなければいけない。飲酒を伴うものは当然時間も長くなる可能性もある。しかも、気分も大きくなる可能性もあるということ、そういったことについて私どもは呼びかけをして、長時間、大人数はできるだけ控えるようにということでありまして、緊急事態宣言の下で外出自粛を広く呼びかけている、不要不急の外出自粛ということでありまして。

ですので、そういった中で、これは国会議員も当然そういったことの理解を皆さんされていると思いますけれども、改めて、これは国民が一丸となって、一体となって取り組まないと今回の感染拡大を抑えられないということでありまして、政府、そして自治体の皆さんも含めて、政治の関係の皆さん、当然の

ことだと思えます。あわせて、事業者の皆さん、今日は医療関係者の皆さんとも意見交換をしましたがけれども、本当に最前線で頑張っておられる、その医療への負担を少しでも軽減していくためにも、そして国民の皆さんと一体となって、是非こうした取組、人の流れを減らし、そしてそれぞれのお立場で自粛をしていただいで取り組んでいく。このことを改めてみんなで頭に置いて行動していかなければいけないと思えます。

(問) 広島は早くに8時時短というのを確かやっていて、それは良いことだと思うんですけども。一般に地方都市30万超えると、大体歓楽街とか風俗街があります。やっぱり8時時短というのはそういう所に横展開で、ある程度、8時で本当にやめてくれる所はやるというようなことをしないと、また同じというのが出てくると思うのですが。あるいは大臣の所にいっぱい陳情が来てしまうような心配をするんですけども。やっぱり地方の風俗街、歓楽街があるような所については、8時時短というのを横展開するような必要はないのでしょうか。

(大臣) 幾つかの所で重点的に、全県的に恐らくやる必要はないのだと思うんですけども、御指摘のあったように、それなりの規模の都市の繁華街においては、それぞれの地域の判断で、20時までの取組も、時短の要請をしている所もあります。そして、年末年始に、1日4万円で月額換算最大120万円の協力金、これについて継続して支援を行っていくことを決めておりますので、そういう意味で地方においては、6万円で月額180万円が必要になるかどうかという判断があると思えます。東京や大阪、大都市部と違って家賃などの負担もそれほど大きくないと思えますので、そういう意味で何か緊急事態宣言、あるいは準じた措置が必要となってくるかという判断もあると思えますので、それぞれの都道府県知事とよく連携をして対応をしていきたいと考えています。

(問) すみません、広島市の件に戻ります。細かい点で恐縮なんですけれども、最終調整ということ、最終的に準じた措置が必要な地域に決められるというのは、例えば早ければ明日というか、目途というのはありますでしょうか。

(大臣) 少し広島と調整をしておりますので、できるだけ早く対応をしたいと考えています。

(問) 特措法は緊急事態宣言の考え方について、必ずしも都道府県単位とするというふうに限定しているわけではないと思うんですけども、広島市に対して緊急事態宣言を出すということについては検討されていらっしゃらないのでしょうか。

(大臣) まず、特措法上の緊急事態宣言は基本的に都道府県単位を考えています。これまでも発出する際には都道府県単位で検討を行ってきておりますし、様々な分析を行ってきております。

他方、緊急事態宣言に至る前段階で、それぞれの都道府県が取り組む措置は、あるいは緊急事態宣言の後もそうなんですけれども、全ての地域で、全てのその域内の市町村が同じ取組をするわけでもありませんので、そういう意味で時短の時間がずれたり、一部休業要請があったり、様々な取組、これは都道府県の判断で最終的にはどういう措置を取るかは決めていただきますので、そういう意味で基本的には地域の判断は都道府県の単位で、そして対策は市町村単位でということだと思えます。基本はですね。

そうした中で、今回は準じた措置、対応をどうするかということでもありますので、市の単位で、広島市でそれを行うということ、広島県との間で確認をしているということでもあります。

(問) 2問、お願いいたします。

まず、広島の場合なんですけれども、広島県は今、独自で時短営業の期間を定められていたと思いますが、この準じる措置については、お尻は2月7日というふうなことで調整をされているのでしょうか。まず、その1点をお願いします。

(大臣) そのように聞いています。

(問) あともう1点、全く話題が変わるのですが、大阪府の方で議論になっているようなのですが、病床の確保で特措法の31条に基づく要請というのは可能になるのでしょうか。現時点での国の整理というか考え方についてお伺いできればと思います。以上です。

(大臣) 法律上、31条の規定で都道府県が要請できることになっております。国会でも議論をいたしておりますけれども、対象は医療の関係者、従事者ということになっておりますので、医療機関とはなっていないんです。私も逐条解説なり、あるいは

は法律の整理をする中で今日も答弁しましたけれども、その医療機関の管理者に対して要請を行えば、その医療機関として対応するということはあり得ると解釈をしております。ですので、この条文を活用して、医療の確保に取り組むということはあると思います。

（問）広島の準じた措置ということですがけれども、確認ですけれども、これは法的根拠がないということでは良いのか。そしてまた、大臣は県知事との協議と言われましたけれども、専門家との協議というのはこの準じた措置では必要ないのでしょうか。あとあわせて、今後は緊急事態宣言そのものではなくて、この準じた措置というのを念頭に、各県と協議してくというのを念頭にあるのかどうか、その点をお願いします。

（大臣）まず、基本的対処方針の中にこうした準じた措置を取るということは明記をされておりますので、こうしたことがあり得るということは専門家の皆さんもよく分かっておられますし、何人かの専門家の方には理解をいただいております。何かこれは緊急事態宣言と違いますから諮問委員会にかけるとか、分科会にかけるとかという話ではありませんので、基本的な大きな方向性はもう対処方針で理解をいただいておりますし、今回の広島をはじめとして幾つかの県なりの状況については、前回の諮問委員会でも私から説明をしておりますので、そこで大きな方向性は御理解いただいていると理解しています。

今後、いろいろな事態がありますので、何かもう既にこういうふうに決めているということではありませんし、予断をもってお答えすることは控えたいと思っておりますけれども、当然、感染状況が急激に増える所もあれば、また医療が急激に逼迫する所もあるでしょうし、緊急事態宣言の対象区域について、あるいは準じた措置を取る地域について、様々、専門家の皆さんの御意見も聞きながら適切に判断をしていきたいと考えています。

ありがとうございました。